

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、開示請求に係る行政文書として、「特定の元教諭2名に係る履歴カード」を特定して行った不開示決定については、開示請求に係る行政文書は存在しないものと認められることから、不開示(不存在)決定をすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年4月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「尾道市〇〇在住であった〇〇元中学校教諭が、特に平成7年度及び平成8年度において県の教育公務員として尾道市立〇〇中学校の〇〇教諭として勤務していたことを証する行政文書並びに在職期間及び退職年月日を証する行政文書等公印の押印のある公文書」及び「広島県尾道市〇〇在住の〇〇元小学校教諭が、特に平成7年度及び平成8年度において県の教育公務員であったことを証する行政文書並びに在職期間及び退職年月日を証する行政文書等公印の押印のある公文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、〇〇元教諭及び〇〇元教諭の各履歴カード（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第2号に規定する個人情報に該当するものと認め、請求内容と同一の件名でもって、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年5月2日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年5月8日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、お

おむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件対象文書が条例第10条第2号に規定する個人情報に該当するとして不開示としているが、次の事実により開示義務があると考ええる。

ア 条例第10条第2号本文及びただし書き口により、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、例外として開示義務があるとの規定がある。

イ 2名の個人が広島県の公務員であった時に、刑法第60条（共謀共同正犯）・刑法第193条（人の権利の行使を妨害した公務員職権濫用罪）による刑法第155条第1項（自動車登録ファイルの使用名義の有印公文書偽造罪）等の容疑がある。

- (2) 元小学校教諭の〇〇が、組織ぐるみの犯罪を犯していたことは、〇〇地方検察庁の〇〇検察官検事作成の平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号の公文書にも記されているように事実である。

それにもかかわらず、実施機関は、平成18年7月28日付けの理由説明書において、「なお、異議申立人は、2名の教諭が『広島県の教育公務員であった時に、刑法第60条（共謀共同正犯）・刑法第193条（人の権利の行使を妨害した公務員職権濫用罪）による刑法第155条第1項（自動車登録ファイルの使用名義の有印公文書偽造罪）等の容疑がある』と主張するが、前述したような本件対象文書の内容及び性質に照らして、本件対象文書を公開することが、異議申立人が主張するような事柄と関連があるとは到底考え難い。」と何の根拠もなく断定しているが、実施機関は、その「到底考え難い」根拠を明らかにすべきであると考え、本件不開示決定の不当な理由に反論する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を特定した理由及び不開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の特定について

- (1) 対象となった2名の元教諭について、平成8年、9年及び14年の人事異動の公表情報と同様の資料や平成8年度の職員録の写しを郵送により情報提供することで、本件請求が取り下げられる方向で、異議申立人との間で、一旦、協議が整ったが、異議申立人がすべての在職期間の資料の提供を求めたため、最終的には、取り下げられないことになった。この結果、すべての在職期間の記録が掲載された履歴カードを本件対象文書として特定することとなった。
- (2) 特定の教員の在職期間を明らかにする行政文書としては、当該教員の人事異動の状況などを記載した履歴カード以外に対象文書は存在しないものであり、ある時点ごとの異動情報が開示請求されたのではなく、全体の情報が請求されたものと理解したので、いわゆる辞令書では、一覧性に欠けており該当しない

ものと判断した。

- (3) 対象文書に公印が必要だったかどうかの点については、異議申立人とのやりとりにおいて、不要でよいとの話はなかったが、前記(1)のとおり、報道資料と同様のものを提供した際には、教職員課長が原本証明した上で提供したという経緯があることから、異議申立人は、公印にこだわっていたものと考えられる。

それにもかかわらず、公印が押印されていない文書を対象文書として特定した理由は、請求内容に完全には合致してはいなかったものの、限りなく近いものを特定しようという意図があったためである。

2 不開示決定の理由について

- (1) 本件対象文書は、職員の人事管理に関する事務が適正に行われることを目的に記録し保管しているものであり、職員の氏名、生年月日、性別、本籍、現住所、免許状・資格、学歴、研修、前歴及び職員本人の採用から退職までの異動内容や給与等、当該職員に関する詳細な経歴等が記載されていることから、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当する。

- (2) 上記(1)で述べたような職員の極めて詳細な履歴は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第10条第2号ただし書イの開示情報には該当しない。

- (3) 本件対象文書は、個人の極めて詳細な経歴等であって、その内容及び性質等から条例第10条第2号ただし書ロの開示情報には該当しない。

なお、異議申立人は、「広島県の教育公務員であった時に、刑法第60条(共謀共同正犯)・刑法第193条(人の権利の行使を妨害した公務員職権濫用罪)による刑法第155条第1項(自動車登録ファイルの使用名義の有印公文書偽造罪)等の容疑がある」と主張するが、前述したような本件対象文書の内容及び性質に照らして、本件対象文書を公開することが、異議申立人が主張するような事柄と関連があるとは到底考え難い。

- (4) 本件対象文書に記載されているのは、任用や給与等職員の身分取扱いに係る情報であり、経年的な給与の推移及び昇任の時期等が極めて詳細に記載された履歴であって、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報には当たらないことから、条例第10条第2号ただし書ハの開示情報には該当しない。

- (5) 本件対象文書の部分開示について検討したところ、本件対象文書は、その全体にわたり個人に関する情報が記載されており、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるということができるし、また、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる部分を除いたとしても、職場の同僚等の一定範囲の者には個人が特定されるものであり、本件対象文書が、職員個人ごとに当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されているものであ

ることを考慮すると、個人識別部分以外の不開示部分を公にした場合、例えば、学歴、経年的な給料の推移など、通常、他人に知られたくないと考えられる情報が明らかになり、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第11条各号に基づく部分開示を行う余地はないものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、請求対象となった2名の元教諭の各履歴カードである。

異議申立人は、「公立学校の元教諭2名が平成7年度及び平成8年度において県の教育公務員であったことなどを証する行政文書並びに在職期間及び退職年月日を証する行政文書等公印の押印のある文書」を開示請求しているのに対し、実施機関は、公印の押印がなされていないにもかかわらず、上記2名の各履歴カードを本件対象文書として特定していることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項によれば、行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、開示請求のあった行政文書が何であるのか、すなわち対象文書の特定にあたっては、開示請求書に記載された内容により合理的にとらえるべきである。
- (2) 本件請求書中の「請求する行政文書又は件名」欄には、「・・・〇〇元小学校教諭が、特に平成7年度及び平成8年度において県の教育公務員であったことを証する行政文書並びに在職期間及び退職年月日を証する行政文書等公印の押印のある公文書」と記載されており、公印が必須と解釈できるような記載がなされていることが認められる。そして、もう1名の元教諭分についても、ほぼ同様の記載がされていることが認められる。

また、念のために当審査会において、公印の押印が必須なものとして請求したものであるかどうかについて、異議申立人に確認したところ、公印の押印は必須であり、それがないと無意味であるとの回答を得ている。
- (3) 上記(2)のとおり、請求書上の文言を見分し、異議申立人にもその趣旨を確認した結果にかんがみると、前記第4の1のとおり、実施機関が異議申立人が欲していた情報について推し量り、請求の趣旨を広く解釈して文書特定に努めた点は、理解できないではないが、本件請求の対象文書は、あくまでも、公印の押印がなされた上での在職期間等を証するものという趣旨であると解すべきである。
- (4) 以上のことから、開示請求に係る行政文書として元教諭2名の人事異動状況などが記載された履歴カードを特定することは、異議申立人の開示請求の趣旨に合致するとは考え難く、実施機関が開示請求に係る行政文書として各履歴カードを特定したことは妥当ではない。

3 開示請求に係る行政文書について

当審査会が口頭意見陳述において実施機関に確認したところ、特定の教諭の在職期間などを明らかにする行政文書としては、履歴カード以外に対象文書は存在しないことが認められた。

また、異議申立人は、公印の押印がなされた在職期間等を証する行政文書の開示を求めているが、当審査会において、実施機関が本件対象文書として特定した履歴カードを見分したところ、公印が押印された文書ではないことが認められた。

加えて、本件履歴カード以外に関係する文書として、人事異動に係る報道資料及び職員録の写しを見分したところ、公印の押印がなされているものは見当たらなかった。

以上のことから、開示請求に係る行政文書は存在しないものと認められる。

4 当事者双方のその他の主張

当事者双方は、実施機関が本件対象文書として特定した履歴カードの開示可否について、種々主張するが、本件対象文書の特定の妥当性に係る当審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから、これらの主張の是非については、判断を要しないものである。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、実施機関に対する口頭による意見聴取の際に、本件対象文書の特定に至る経緯について確認したところ、前記第4の1のとおり、実施機関は、本件処分を行う前に、異議申立人が欲している文書をできる限り斟酌し、開示請求以外の他の方法により任意で情報提供すべく、報道資料と同様の写しを提供するのみならず、その際、課長の公印の押印により原本証明をしたものを提供するという異例の措置を採ったことが認められる。

こうした努力は、条例第22条が規定する「情報提供施策の充実」という趣旨に合致するものであり、理解できるものであることから、本件対象文書の特定という点では、必ずしも異議申立人の意図に沿うものではなかったことが認められるものの、上記のような任意での情報提供については、今後も積極的に進めることを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
18. 6. 2	・諮問を受けた。
18. 6. 26	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 7. 28	・実施機関から理由説明書を収受した。
18. 8. 2	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 9. 26	・異議申立人から意見書を収受した。
18. 9. 27	・実施機関に意見書の写しを送付した。
21. 6. 18 (平成21年度第2部会第3回)	・諮問の審議を行った。
21. 7. 30 (平成21年度第2部会第4回)	・実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・諮問の審議を行った。
21. 8. 26 (平成21年度第2部会第5回)	・諮問の審議を行った。
21. 9. 10 (平成21年度第2部会第6回)	・諮問の審議を行った。
21. 10. 22 (平成21年度第2部会第7回)	・諮問の審議を行った。

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院社会科学研究科准教授
山 本 一 志	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院社会科学研究科教授